

恣意的拘禁ネットワーク
2021年1月18日シンポジウム資料

国連恣意的拘禁作業部会 とは？

弁護士 小川隆太郎
特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ事務局次長
東京共同法律事務所

国連の人権保障メカニズム

- 国連の主要な目的の1つ＝「人権および基本的自由の尊重」（国連憲章第1条）
- Charter-based Bodies（国連憲章に基づく機関）
（例）国連人権理事会
- Human Rights Treaty Bodies（人権条約に基づく機関）
（例）自由権規約委員会

国連人権理事会におけるメカニズム

- 1. 特別手続

→「特別報告者 (Special Rapporteur)」等の個人または「作業部会 (Working Group)」という集団が、人権侵害を調査し個々のケースや緊急事態に介入する。

→**恣意的拘禁作業部会は特別手続の1つ。**

- 2. 普遍的審査手続 (Universal Periodic Review)

特別手続の概要

- 特別報告者、作業部会のメンバーは、「個人の資格」で独立の立場から無給で働く。任期は最高6年。
- 人権侵害の調査を行うに際して、調査対象となる国をその同意を得て訪問することができる（**Country Visit**）。
- 特別手続に対する個人等からの通報も可能（個人通報手続）。通報を受けた場合、通報対象国に対して説明を求めることができる。政府に対して仲裁を求める「緊急行動手続（**Urgent Action**）」を実施することも可能。
- 調査の結果を報告書にまとめ、人権理事会と国連総会に提出することができる。報告書を作成するにあたっては、個人からの苦情やNGOからの情報も含め、信頼にたるあらゆる情報を利用する。多くの調査は現地で行われ、当局と被害者双方に会い、現場での証拠を集める。

特別手続におけるマンデート

- 特定の国家における大規模な人権侵害に関するマンデート（Country Mandates）ベラルーシ、カンボジア、中央アフリカ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、イラン、マリ、ミャンマー、1967年以降のパレスチナの被占領地、ソマリア、スーダン、シリア
- 特定の種類の大量人権侵害に関するマンデート（Thematic mandates）

※人権理事会の決議により、国別・テーマ別のマンデートは新しく設置できる。2021年1月18日時点で、10のCountry Mandatesと49のThematic Mandatesが設置されている。

Thematic Mandates

- 適切な住居、アルビニズム、アフリカ系の人々、**恣意的拘束**、児童売買、児童売春および児童ポルノ、文化的権利、開発、障がい者、民主的かつ公平な社会的秩序の促進、教育、環境、強制的もしくは不本意な失踪、略式裁判による刑の執行、極度の貧困、食料の権利、対外債務の人権への影響、平和的集会及び結社の自由、意見及び表現の自由、宗教もしくは信条の自由、身体的及び精神的健康、人権の擁護者(HRD)、司法の独立、先住民族、国内避難民、外国人傭兵、移住者、少数者問題、真実・正義・賠償・再発防止補償の促進、人種主義と人種差別、現代奴隷制度、国際連帯と人権、テロリズム、拷問、有害物質及び廃棄物の管理と処分、人身売買、多国籍企業、水と衛生、女性差別、女性に対する暴力等、**性的指向・性自認**、**ビジネスと人権**、**高齢者**、**ハンセン病**、**一方的制裁措置**

恣意的拘禁作業部会（WGAD）の構成

- 恣意的拘禁作業部会(Working Group on Arbitrary Detention)
- 作業部会メンバーは5名

Ms. Leigh Toomey (Chair-Rapporteur) (Australia), since 2015

Ms. Elina Steinerte (Vice-Chair) (Latvia), since 2016

Mr. Seong-Phil Hong (Republic of Korea), since 2014

Ms Miriam Estrada-Castillo (Ecuador), since 2020

Mr. Mumba Malila (Zambia) since 2020

WGADの任務（マンデート）

- WGADの任務は、あらゆる種類の自由の剥奪について、それが「恣意的な拘禁」に当たるかどうかを、世界人権宣言や自由権規約などの国際的な基準に照らして調査することにある。
- 「恣意的」とは、たとえば自由権規約委員会的一般的意見によれば、拘束する合理性や必要性、相当性の要件を充たすかなどを含めて広く解釈されなければならないとされている。**国内法に照らして適法であっても、恣意的拘禁に該当する場合があります。**

WGADの手続き（1） ～通報の検討

- 本人・家族・代理人がコミュニケーション（個人通報）をWGADに提出（20頁以内）。
- WGADがイニシアティブをとり、恣意的拘禁に該当しうる通報を取り上げる
- WGADは政府に通報に対して60日以内での回答を求める。政府回答も20頁以内。当該期間中に回答が無い場合は、WGADは、通報された情報に基づき意見を作成できる。
- 政府が回答期間の延長を希望する場合は理由を付してWGADに要請する。WGADは最大1ヶ月間の延長を許可できる。

WGADの手続き（２） ～通報に基づくアクション

- 取得した情報に基づき、WGADは意見を作成することができる。受理された通報については、解放後も意見作成が可能。受理された通報に対しては、恣意的拘禁に該当・非該当の意見を作成しなければならない。追加情報が必要な場合はペンディングできる。
- WGADの意見は政府に送達され、その48時間後に通報者に報告される。通報者に報告後、暫定版意見としてオンラインで公表される。
- WGADの意見は、人権理事会への年間報告書に記載される。
- 政府、通報者らは、WGAD意見における勧告に対するフォローアップアクションを情報提供するべきである。これを受けて、WGADは、勧告の履行状況、履行の障害、履行の附実施について人権理事会に報告することができる。

WGADの手続き（3）

～意見のレビュー

- WGADは、任意に、新しい事実を認識した場合には意見を再検討することができる。
- また、以下の状況にある政府・通報者からの要請によっても、WGADは意見を再検討することができる。
 - ①当該事実が、WGADが意見を修正すべき新たな事実である場合
 - ②当該事実が、当初、知られていない又はアクセスできなかった事実である場合
 - ③回答期間を経過してしまった政府からの要請である場合

WGADの手続き（４）

～エージェントアクション（緊急行動）

- WGADは、次のいずれかの場合、エージェントアクションを執ることができる。
- ①恣意的拘禁がなされている十分な信頼性のある主張が存在し、当該拘禁の継続が、被拘禁者の健康、物理的・精神的なintegrity（完全性）、あるいはその声明に対する深刻な脅威を構成する場合
- ②上記主張される脅威が存在しない場合でも、エージェントアクションを正当化する一定の状況が存在する場合
- エージェントアピールを政府に送達後（ジュネーブ代表部を通じて外務大臣に最大限迅速に行われる）、WGADは当該事案を、意見を付すための通常の手続きに移行させる。当該アピールは、純粹に人道的性質のものであり、意見を作成するかどうかの予断を与えるものではない。政府は、通常手続きとは別に、エージェントアクションに対して対応することが必要である。

WGADの手続き（５）

～カントリービジット（国別訪問手続）

- WGADは年２～４回、国別訪問を行っており、訪問期間中は、委員（最低２名）が刑事、入管、精神医療などあらゆる分野の拘禁施設を視察し、被拘禁者からヒアリングを行い、政府関係者、議員、NGO等と対話を行う。
- その目的は、拘禁の状況、および恣意的拘禁の背景となっている原因を理解することである。
- 訪問の最後に、WGADは暫定的意見を政府に提出する。政府への説明後、記者会見を行い公に周知する。
- 訪問から２年後、WGADは政府に対して、勧告の履行状況について報告を求めることができる。

日本に対して採択されたWGAD意見（1）

- 2009年9月 グリーンピース・ジャパンの職員2名が調査捕鯨の横領行為を告発しようとして証拠物である鯨肉を確保したところ、同行為が窃盗等に当たるとして逮捕・勾留された事例（刑事）
- 2018年4月 飲食店内の冷蔵庫からコーラを盗もうとして逮捕された後、精神病院において措置入院となった事例（精神医療）
- 2018年8月 米軍基地移設に対する抗議活動をしていた沖縄の山城博治氏が、器物損害罪等で約5か月勾留された事例（刑事）
- 2018年11月 ホテルで部屋を汚してしまった後、警察官に拘束され、精神病院において措置入院となった事例（精神医療）

日本に対して採択されたWGAD意見（2）

- 2020年8月 3年以上の長期収容を受けていた難民申請者2名が、長期収容についてハンガーストライキ等で抗議し、その後、一時的に仮放免されたものの2週間後に再収容された事例（入管）。
- 2020年8月 日産経営者のカルロス・ゴーン氏が、金融商品取引法違反・会社法違反等の複数の被疑事実で、重ねて逮捕・勾留され、107日間の身体拘束後、一度保釈されるも、約1ヶ月後に再度逮捕勾留され21日間の身体拘束を受けた事例（刑事）。

日本への国別訪問手続（カンントリー・ビジット）

- 日本はまだWGADの国別訪問を受け入れたことがなく、WGADのウェブサイトには国別訪問をリクエスト中の国の一つとして掲載されている。
- 日本は、これまで恣意的拘禁作業部会からの国別訪問手続（カンントリー・ビジット）の要請を、少なくとも2015年4月15日および2018年2月2日の2度にわたり正式に受けているにもかかわらず、未だ日本への国別訪問は実現していない。

日本は国連人権理事会の理事国

- 日本は、2017年から国連人権理事会の理事国となっており、2019年10月17日には再選され、2020年1月から3年間、理事国を務めている。
- 理事国である日本が、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会からの見解や各人権条約機関からの勧告を無視することは許されない。
- 見解や勧告を真摯に受け止め、近年特に悪化の一途を辿る日本の入管収容、刑事拘禁、精神医療の各分野における拘禁の問題に積極的に取り組み、人権侵害状況を改善することが求められる。
- そのためには拘禁問題の国際的な専門家組織である恣意的拘禁作業部会の国別訪問手続（カントリー・ビジット）を受入れ、同作業部会による実態調査を踏まえた勧告・助言を受けることが必要不可欠である。

日本を訪れた特別報告者（公式訪問）

- 健康の権利の特別報告者 アナンド・グローバー氏
2012年 カントリービジット（避難の権利）
2013年 報告書提出
- 表現の自由の特別報告者 デイビット・ケイ氏
2016年4月 カントリービジット（メディアの独立、秘密保護法）
2017年5月 報告書提出
- プライバシーの権利特別報告者 ジョセフ・ケナタッチ氏
2017年5月 公開書簡（共謀罪法案）

日本のスタンディング・インビテーション

- 国連人権理事会の理事国である日本は、2011年3月1日、「すべてのテーマ別特別手続に関する「恒常的な招待（スタンディング・インビテーション）」を表明し、国際社会に対して、誓約した。
- 2016年の理事国選出の際、日本は、「人権理事会への積極的参加」「特別手続の役割を重視」「特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のため、今後もしっかりと協力していく」との自発的誓約も行っている。
- 恣意的拘禁作業部会の国別訪問手続の実現を阻むあらゆる障害を全力で取り除き、国別訪問を直ちに実現すべき責務がある。

WGADカントリービジットの早期実現を

- 新型コロナウイルスの感染拡大が収まり次第、日本政府は、可及的速やかに、WGADからのカントリービジット要請に応え、カントリービジットを実現すべきである。
- 日本政府は、カントリービジットを踏まえたWGAD報告書、人権理事会の決議等を踏まえ、WGADとの建設的対話を通じ、日本における身体拘束にかかる関連法令を改正し、人身の自由について国際基準で保障する制度を整備すべきである。
- 日本における刑事司法や入管行政の問題は、カルロス・ゴーン氏等のケースを通じて国際的に知れ渡ってきており、日本は「危険な国」と認識されつつある。人権という観点から大きな問題であることはもちろん、訪日者（特に長期滞在者）の減少という意味で経済的観点からも問題となりうる。